

偽造防災ラベルが貼付された工専用シートに 関する注意喚起

消防法（昭和23年7月24日法律第186号。以下「法」という。）第8条の3において、政令で定める防火対象物で使用する防災対象物品は一定の防災性能を有するものとし、その旨を表示しなければならないこととされています。

法第8条の3の政令で定める防火対象物及び防災対象物品は消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第4条の3に規定され、工事中の建築物その他の工作物において使用される工専用シートは、防災対象物品として防災性能を求められているところです。

今般、公益財団法人 日本防災協会（以下「防災協会」という。）から、防災対象物品である工専用シートについて、防災協会が交付したラベルに酷似したラベル（以下「偽造ラベル」という。）が貼付され、販売されている製品があるとの報告がありました。

この工専用シートは、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第4条の4第1項第1号に定める、消防庁長官の登録を受けた者以外の事業者により製造・販売された模造品です。この模造品は製造者・流通経路が不明で、防災性能を有しない製品が含まれる可能性があることから、こうした偽造ラベルが貼付された模造品を使用しないよう注意ください。

(別紙) 工事用シートにおける偽造防災ラベルの特徴



①台紙の色

偽造ラベルの台紙はグレーがかった白
(正規ラベルの台紙は明るい白)

②「防災」の文字色

偽造ラベルの方が暗い赤色

③フレームの色

偽造ラベルの方が暗い緑色

④裏面

正規ラベルは裏面に縫付け時の
仮止め用の粘着剤が塗布されている
(偽造ラベルの裏面には粘着剤なし)